

処 分 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 2 7 条第 1 項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 3 条第 1 項（所持の禁止）、第 4 条（所持許可）、第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第 1 0 条第 1 項（運搬、携帯の制限）、第 1 4 条（登録）、第 2 1 条（所持の態様についての制限）、第 2 7 条第 1 項
処 分 基 準： 当該銃砲等又は刀剣類の所持が本法の所持の禁止に違反している場合、不正な手段により許可又は登録を受けた場合、携帯違反について再発のおそれがある場合等は、提出を命ずるものとする。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・危険物係（電話0952-24-1111 内線3036） 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：